

地域の
見守り活動を
応援します!!

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業

「見守り相談室」に ご相談ください!

こんなことありませんか?

外から見て「あの家おかしいなあ・・・」

あの人、最近どうしたんだろう・・・。

新聞や郵便物が
たまっている

せんとくものが
ずっと干したまま

いつも同じ身なり
で汚れた
ままである

ゴミが捨てられず
たまっている

昼間でも雨戸や
カーテンが
閉まったままである

ぼんやりしている
怒りやすくなった

など

ご 相 談 は こ ち ら へ

区社協に「見守り相談室」
を開設しました

見守り 相談室

社会福祉法人 **大阪市城東区社会福祉協議会**

〒536-0005 大阪市城東区中央2-11-16

☎ **06-6936-1131** FAX 06-6936-1154

午前 **9時**～午後 **7時** (土曜日は午後5時30分まで)
【休館日】日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

「見守り相談室」の役割

見守り相談室では、福祉専門職のワーカーや名簿提供に同意の確認を実施する調査員を配置し、孤立死の防止や、災害時の避難支援を視野に入れた要援護者情報の地域との共有、認知症高齢者等が行方不明になった場合の早期発見を目指します。

機能 1 要援護者名簿に係る同意確認・名簿整備

対象となる方に地域等への情報提供に係る同意を郵送及び訪問により確認して名簿を作成します。名簿は、地域団体等へ提供します。そして、行政と地域が保有する要援護者の情報を集約し、地域の見守り等につなげます。



機能 2 孤立世帯等への専門的対応

地域社会とのつながりを持たない、社会から孤立した状態で亡くなる危険性の高い要援護者やセルフネグレクト[®]の状態にある方に対して、ワーカーがねばり強いかかわり、地域の見守り等につなげます。

※日常生活を営もうとする意欲や生活能力を喪失し、自己の安全や健康が脅かされる状態となること。



機能 3 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

事前に登録している認知症高齢者等が行方不明になったときに、氏名や身体的特徴等の情報をメール・FAXにより協力者に配信し、行方不明時の早期発見につなげます。



城東区見守り相談室 | 開設時間 平日 午前9時～午後7時 電話先 06-6936-1131
土曜 午前9時～午後5時30分 FAX 06-6936-1154

見守りネットワークを強化し、安心・安全な地域づくりを目指します!

見守り相談室では、地域にお住まいで孤立されている人、必要な支援を受けられていない人を支援の輪につなげます。

皆さまからの「気になる人がいる」「気になる家がある」などの声(情報・相談)をお聞きして、地域団体やさまざまな専門機関と連携して支援します。

誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるよう見守り活動の強化を目指していきます。

見守りネットワーク

